

(仮称) 君津版ハローワーク管理運営事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 件名

(仮称) 君津版ハローワーク管理運営事業業務委託

2 目的

市民の求職活動の利便性向上はもとより、就職の意欲があるものの、なかなか就職に結びつかない方への支援を図るとともに、関係機関と連携して地域事業者等の求人開拓を実施し、求職者の市内就業の機会拡大を図るとともに、地域経済の活性化を目指すことを目的とする。業務の実施に当たっては、十分な専門知識や経験、適切で円滑な業務遂行能力と実施体制が必要であり、業務委託する事業者を公募によるプロポーザル方式により決定する。

3 業務概要

(1) 仕様

別紙 (仮称) 君津版ハローワーク管理運営事業業務委託仕様書のとおり

(2) 契約期間

令和2年8月3日(月)から令和3年3月31日(水)まで

なお、開設は令和2年9月上旬を予定。

(3) 提案限度額

4, 100千円(消費税及び地方消費税含む)

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 君津市建設工事等入札参加適格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、契約締結までに登録されることが見込まれ、かつ、参加表明書に次の書類を添えて提出した場合はこの限りでない。
 - ①法人登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)
 - ②会社概要(定款・パンフレット等事業経歴等を確認できるもの)
 - ③決算財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)
 - ④その他市長が必要と認める書類
- (4) 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成20年3月1日制定)による指名停止措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- (8) 国税、都道府県税、市区町村税等の租税を滞納していないこと。
- (9) 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当していないこと。また、君津市が必要とする場合には、千葉県警察本部に照会することを承諾すること。
- ア 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- エ 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者
- (8) 職業安定法による有料職業紹介事業者の許可を受けていること。または、契約日までに許可を受ける予定であること。

5 募集スケジュール

募集開始 令和2年4月9日（木）

募集要項は君津市公式ホームページからダウンロード、または市役所4階経済部経済振興課にて入手可能。

質問受付期限 令和2年4月15日（水）午後3時必着

質問回答期限 令和2年4月16日（木）

参加表明書提出期限 令和2年4月21日（火）午後5時必着

企画提案書提出期限 令和2年4月24日（金）午後5時必着

プレゼンテーション審査 令和2年4月28日（火）予定

審査結果 令和2年4月28日（火）予定

契約締結 令和2年8月上旬

開設 令和2年9月上旬

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要（様式2）
- ③誓約書（様式3）
- ④個人情報保護に関する資格証明書等の写し
- ⑤納税証明書（発行後3か月以内のもの）

※税務署発行の納税証明書その3の3、君津市に納税義務がある場合は、本市の納税証明書も提出すること。

- ⑥法人登記事項証明書
- ⑦直近一年分の決算財務諸表（貸借対照表、収支決算書等）

(2) 提出期限

令和2年4月21日（火）午後5時

持参または郵送により提出すること。（郵送の場合は期限必着）

(3) 提出場所

〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号
君津市役所 経済部経済振興課

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加辞退

プロポーザル参加表明後、参加を辞退する場合には、参加辞退届を提出すること。なお、辞退により今後の本市の事業において不利益な扱いを受けることはない。

7 質問

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 提出期限

令和2年4月15日（水）午後3時必着

(3) 提出方法

経済部経済振興課窓口に持参、又は下記アドレス宛にメールによって提出。

keizai@city.kimitsu.lg.jp

※件名を「(仮称)君津版ハローワーク管理運営事業プロポーザル質問書(会社名)」
とすること。また、送信後に、経済部経済振興課に確認の電話を入れること。

(4) 回答

令和2年4月16日（木）までに、随時君津市ホームページに掲載。

ただし、質問内容が提出者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該提出者のみに電子メールにより回答する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式5）
- ②見積書（様式6）
- ③提案概要説明書（様式7-1、様式7-2、様式7-3）

(2) 提出期限

令和2年4月24日（金）午後5時必着
持参または郵送により提出すること。（郵送の場合は期限必着）

(3) 提出場所

〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号
君津市役所4階 経済部経済振興課

(4) 提出部数

正本1部（代表者印を押印したもの）、副本7部

(5) 留意点

- ア 応募に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- イ 提出された書類は、理由の如何を問わず、一切返却しない。
- ウ 提出された書類の内容の変更または書類の追加はできない。ただし、疑義等があり、市が補正を求めたもの、また市が提案内容について補足書類の提出を求めた場合はこの限りではない。
- エ 提出書類は、本プロポーザルに係る情報開示があった場合、君津市情報公開条例に基づき、開示する場合があるので、公開されることにより、事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まれないよう留意し、当該情報が含まれている場合は、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じることとする。

9 審査及び選定

委託事業者の選定にあたっては、選定委員会を設け、審査を行い、本業務に適していると認められる委託事業者1社を選定する。

選定委員会は非公開とし、審査結果については後日通知する。

(1) 審査方法

- ①提出された提案書類を使用し、プレゼンテーションを実施する。事前に提出された提案書類のほかにプレゼンテーション用の資料を用いることも可とする。その場合、8部持参すること。
- ②プレゼンテーション時間30分、ヒアリング（質疑）時間20分とする。
- ③実施日程等については別途通知を行う。

(2) 審査基準

次の6項目について評価・採点します。

- ①事業目的の理解、課題認識
- ②企画提案の狙いと支援内容
- ③運営体制
- ④本市で行っている他の就業支援事業や他機関との具体的な連携方法
- ⑤事業内容の実現性
- ⑥企画内容と見積額とのバランス

(3) 最低基準点

(評価基準表における配点の総合点×委員総数+事務局評価の総合点) × 60%
上記、最低基準点に満たない場合は選定の対象としない。

(4) 契約優先交渉権者の選定

委員全員と事務局の評点の合計が最も高い提案をしたものを契約優先交渉権者とし、仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。また、最も高い合計点となった者が複数の場合は、②事業の狙いと支援内容、③運営体制の評価の合計点が最も高いものを契約優先交渉権者として選定する。

(5) その他

本プロポーザルに参加したものが一者であっても、最低基準点以上のときは、受託事業者として選定する。

(6) 審査結果

- ①審査終了後、すべての応募者に文書にて結果を通知するとともに、君津市公式ホームページへの掲載により公表する。
- ②審査内容の詳細についての問い合わせには一切応じない。
- ③優先交渉権者と契約に至らなかった場合、次点の者が優先交渉権者となる。

10 事業予算上限額

4, 100千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

11 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

1 2 留意事項

- (1) 業務の詳細内容については、選定により決定した優先交渉権者と市との協議により決定するものとし、本要領の趣旨に反しない範囲で業務内容の修正等を行う場合がある。
- (2) 提出後の書類の差し替え等は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案は1団体1つとする。
- (5) 本プロポーザルの参加に係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- (6) 参加事業者は参加表明書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

1 3 担当部署

君津市 経済部経済振興課

所在地：〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

電話：0439-56-1531

FAX：0439-56-1314

メール：keizai@city.kimitsu.lg.jp